



福岡医発第1157号(保)

平成14年 9月27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



老人保健法の一部改正に伴う春日市高齢者医療費の負担について

平成14年10月1日からの老人保健法の一部改正に伴い春日市高齢者医療費(通称41老人)の負担が変更となる旨、春日市長より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、取扱いについては下記のとおりです。

記

41老人の一部負担金は、老人保健(通称27老人)に準じます。高額医療費の自己負担限度額については、27老人とは違い世帯での合算はなく個人ごとの適用になります。外来、入院とも自己負担は1割負担で、一定以上所得者は2割負担になります。

なお、新しい高齢者医療証(肌色)には一部負担金の割合として1割負担であるのか2割負担であるのかを記載する「一部負担金の割合」の枠を設けておりますので、診療に際しては割合を確認していただきますようお願いいたします。今まで使用していた高齢者医療証(緑色)は、10月1日以降使用していただくことはできませんのでご注意下さい。また高齢者医療限度額適用認定証をお持ちの方は27老人と同様、一部負担金の限度額が減額になりますが、食事負担額については減額の適用はありませんのでご注意下さい。

<問い合わせ先>

春日市役所国保年金課医療担当

〒816-8501

福岡県春日市原町3-1-5

TEL092-584-1111

(内線1523・1525)

(公 印 省 略)

14春国医第164号

平成14年9月18日

福岡県医師会会長 様

春日市長 井 上 澄 和
(市民部国保年金課医療担当)

老人保健法の一部改正に伴う春日市高齢者医療費の負担について

本市の医療費助成制度の推進につきまして、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年10月1日からの老人保健法の一部改正に伴い春日市高齢者医療費（通称41老人）の負担が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

つきましては、貴会各会員の皆様への周知にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

41老人の一部負担金は、原則、老人保健（通称27老人）に準じます。高額医療費の自己負担限度額については、27老人とは違い世帯での合算はなく個人ごとの適用になります。外来、入院とも自己負担は1割負担で、一定以上所得者は2割負担になります。なお、新しい高齢者医療証（肌色）には一部負担金の割合として1割負担であるのか2割負担であるのかを記載する「一部負担金の割合」の枠を設けておりますので診療に際しては割合を確認していただきますようお願いいたします。今まで使用していた高齢者医療証（緑色）は10月1日以降使用していただくことはできませんのでご注意ください。また高齢者医療限度額適用認定証をお持ちの方は27老人と同様一部負担金の限度額が減額になりますが、食事負担額については減額の適用はありませんのでご注意ください。

問い合わせ先

〒816-8501

福岡県春日市原町3丁目1番地5

春日市役所国保年金課医療担当

Tel092-584-1111 内線 1523・1525

